



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 27年10月 6日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

ストレスチェック制度にかかる Q&A(更新)、規程例が示されました

～平成27年12月1日から開始です～

平成27年12月1日から適用される改正労働安全衛生法の「ストレスチェック制度」について以下のとおり更新・新規情報が示されました。

今後も引き続き情報提供に努めますので、ご理解を深めていただきますよう各事業主・労働者の皆様をお願いいたします。

なお、9月30日にうるま市で開催いたしました講習会において、下記別添2の資料の例について、誤った説明がありましたので、参加者の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。

下記資料を必ずご確認ください。



厚生労働省関連ページ(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/)

↓ 今回示された各資料

別添1 Q&A(平成27年9月30日更新版)

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf)

別添2 ストレスチェック制度実施規程例(新規 平成27年9月30日)

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150930-1.pdf)

※ (例)「50人以上」の事業所規模の捉え方などが追加されています。

別添3 全国の実施者になるための研修予定(参考)

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150601-1.pdf)

※ 沖縄開催の予定も示されています。